

令和8年9月22日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

災害対策基本法に基づき、道路啓開作業を実施します

～立ち往生車両等を移動し、緊急通行車両の通行を確保します～

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、千葉国道事務所管内を区間指定し、立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、令和8年9月21日（月）22時20分に下記の区間を指定しました。

当該区間においては道路啓開作業を実施し、被災車両や立ち往生車両等の移動を行います。

- 1、路線名：国道6号
指定する区間：東京都境～茨城県境
- 2、路線名：国道14号
指定する区間：千葉市花見川区～千葉市中央区
- 3、路線名：国道16号
指定する区間：埼玉県境～富津市
- 4、路線名：国道51号
指定する区間：千葉市中央区～茨城県境
- 5、路線名：国道127号
指定する区間：館山市～木更津市
- 6、路線名：国道357号
指定する区間：千葉市中央区～東京都境
- 7、路線名：国道409号
指定する区間：木更津市～袖ヶ浦市

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 千葉市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 宮沢（みやざわ）（内線：205）

管理第二課長 黒崎（くろさき）（内線：441）

道路指定区間

